

札幌バレーボール協会表彰規程

(目的)

第1条 本会の発展に功績があったと認められる者及び優秀な成績を収めたチーム、選手の表彰については、この規程に定めるところによる。

(表彰対象)

第2条 本会は、次に定める表彰基準に該当する場合には、適時表彰するものとする。

- (1) 本会の業務執行に永年貢献し、バレーボール界の発展に特に功績があった者。本会役員（常任理事以上）として、10年以上の実績があり、年齢満55歳以上の者とする。
- (2) バレーボール競技の指導者として、技術の向上に努め、本会の発展に特に功績があった者
- (3) その他、本会発展のため特に功績があった者。会長経験者等功績が顕著であった者を含む。
- (4) 日本バレーボール協会主催及び共催の大会で優秀な成績を収めたチーム、指導者、選手。
- (5) 周年事業においては、本会から既に受賞している個人、チームは表彰しない場合もある。

(決定)

第3条 前条に定める表彰者の選考及び表彰推薦者の選考は、常任理事会で推薦をし、会長が決定する。決定事項を理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月20日から施行する。